

発議第 2 号

太宰府市議会基本条例の一部を改正する条例について

太宰府市議会会議規則（昭和 57 年議会規則第 1 号）第 13 条第 1 項の規定により、別案のとおり提出する。

令和 3 年 11 月 24 日

太宰府市議会議長 陶山良尚様

提出者 太宰府市議会議員 長谷川公成

賛成者 太宰府市議会議員 神武綾

〃 小畠真由美

〃 笠利毅

〃 徳永洋介

〃 宮原伸一

理由

太宰府市議会基本条例（平成 26 年条例第 8 号）第 16 条の規定により実施した検証の結果、条例の一部を改正する必要性が生じたため。

太宰府市議会基本条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市議会基本条例（平成 26 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

- 2 議会は、広報広聴の充実を図るため、市民との意見交換会を開催するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。